

市内障害福祉サービス等事業者 様

障害保健福祉課長 久保田 尚宏

緊急事態宣言の継続に伴う障害福祉サービス等事業所の対応について

日ごろ、当市の障害福祉行政にご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年5月6日までとされていた緊急事態宣言について、令和2年5月4日の政府の新たな基本的対処方針において、令和2年5月31日まで継続されました。また、静岡県知事は緊急事態措置期間を国と同期間としながらも、第1段階の措置を5月17日までとし、5月18日以降の方針については、5月13日頃の状況を踏まえ第2段階の措置を決定するとしたところです。

つきましては、事業所の対応は、以下のとおりとなりますのでご確認ください。

なお、放課後等デイサービス事業所における対応は、「緊急事態宣言の継続に伴う放課後等デイサービス事業所の対応等について」（令和2年5月7日浜健障第169号）によりご対応くださるようお願いいたします。

記

1 施設の対応

利用者の状況や家族の状況を踏まえ、可能な場合には通所を控えていただくことによりサービスの提供を縮小するなど、感染拡大防止のための対応を検討した上で、支援が必要な利用者に対する支援が提供されるように事業継続をお願いします。

2 参照通知

- 令和2年5月1日事務連絡「緊急事態宣言が継続された場合の障害福祉サービス等事業所の対応について」
- 令和2年5月5日静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部「特措法に基づく緊急事態措置に係る静岡県実施方針」
- 令和2年4月17日浜健障第86号「緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について」

【連絡先】

浜松市役所 障害保健福祉課 指導グループ

電話457-2860

メール:syoghuku@city.hamamatsu.shizuoka.jp